

単価表の端数処理に関するお知らせ

これまで、いわき市水道局の配管工事積算における単価表の端数処理は、福島県土木工事標準積算基準に準じて「単価表及び内訳書の各構成要素の数量×単価＝金額は1円までとし、1円未満は切り捨てる」としてきました。

令和7年1月20日付の福島県土木工事標準積算基準の改定により、「単価表の各構成要素の数量×単価＝金額は小数第3位を切捨てし、第2位とする。また、内訳書の各構成要素の数量×単価＝金額は1円未満を切捨てし、1円までとする」と配管工事積算における端数処理方法が変更となりましたのでご注意ください。

単価表の端数処理

旧	新
単価表及び内訳書の各構成要素の数量×単価＝金額は1円までとし、1円未満は切り捨てる	単価表の各構成要素の数量×単価＝金額は小数第3位を切捨てし、第2位とする。また、内訳書の各構成要素の数量×単価＝金額は1円未満を切捨てし、1円までとする